

2022年9月16日

報道関係者各位

 大東建託パートナーズ

## 大東建託パートナーズ、「パートナーシップ構築宣言」を公表 サプライチェーン全体での連携・共存共栄と、新たなパートナーシップを構築

大東建託グループの大東建託パートナーズ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:佐藤功次)は、8月5日、内閣府や中小企業庁などが推進する「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、サプライチェーンの連携・共存共栄を図るため、発注者である親事業者と下請業者の間で、新たなパートナーシップを構築することを目的に創設された「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に賛同し、「パートナーシップ構築宣言」を策定・公表しました。

大東建託パートナーズは、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。



### ■ 「パートナーシップ構築宣言」の概要

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

#### (個別項目)

- デジタル技術を活用した戦略を推進するとともに、関係書類の電子化・ペーパーレス化を進め、利便性の向上と業務効率化の実現を図っていきます。
- 健康経営に関する取組(取引業者等に対する健康経営に係るノウハウの提供、イベント含む健康増進施策の協働実施、勉強会の実施等)を行ってまいります。

#### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と取引業者等との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ① 価格決定方法        | : 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引業者等から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引業者等の適正な利益を含むよう、十分に協議します。                             |
| ② 手形などの支払条件     | : 取引代金は可能な限り現金で支払うよう努めます。  |
| ③ 知的財産・ノウハウ     | : 取引上の立場を不当に利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。  |
| ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ | : 取引先も働き方改革に対応できるよう、取引業者等に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引業者等に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。 |

